

西区役所庁舎空調設備蓄熱槽伝熱管取換工事に伴う予算流用について

1 概要

西区役所庁舎の空調設備は、主に夜間電力を利用した蓄熱槽 11 基で運用されている。今回、この内 4 基の蓄熱槽で冷媒ガスを通すための伝熱管が破損し冷媒ガスが漏れ、冷暖房に必要な冷温水を作ることができなくなっていることが判明した。4 基のうち 1 基は冷媒ガスの漏れが比較的少量であることから応急処置し運転を行っているが、3 基については完全に冷媒ガスがなくなり運転を停止している。

メーカーによると伝熱管は蓄熱槽内に張り巡らされているため補修ができず、伝熱管の取換となる。伝熱管は受注生産となるため、発注から工事完了まで 90 日程度の工期がかかるとの説明があった。

稼働不能となっている 3 基の系統には市民の来庁が多い社会福祉課や、親子健康相談を行う健康づくり課の相談室があり、運転を続けている 1 基についても冷媒ガスが漏れ続けていることから、4 基の蓄熱槽について冬の暖房時期に対応したく、早急に修繕工事を進めるため予算流用するもの。

2 背景・経緯

- ・ 7 月 25 日 庁舎 3 階南東の 1 系統で冷房効果不全（蓄熱槽切り離し操作で運転中）
- ・ 8 月 14 日 庁舎 2 階南の 2 系統で冷房効果停止（修繕方針と見積もりの提出を依頼）
- ・ 9 月 4 日 庁舎 1 階南東の 1 系統で冷房効果停止（冷媒ガス充填による対応不可）
- ・ 9 月 9 日 公共建築課、メーカーと対応を協議 → 空調設備の更新は 15 年。
今回は、修繕での対応。構造上、補修はできないため伝熱管の取換方針。
見積額 4,671,000 円（4 基分 税込み）
※伝熱管発注から納品まで約 6 5 日、納品後 3 週間で工事完了予定。

3 事業費（流用額 4,371 千円）

第 2 款総務費 第 4 項西区役所費 第 1 目西区役所費

	事業	節	細節
流用元	人件費職員	02 給料	01 給料
流用先	区管理運営事業 庁舎維持管理事業	11 需用費	41 修・建物設備

- ・ 同一項内の物件費について、流用元の候補がないため人件費から流用する。
- ・ 11 月補正予算にて流用を戻す予定。

区役所庁舎屋上の空調設備(蓄熱槽・室外機)



蓄熱槽

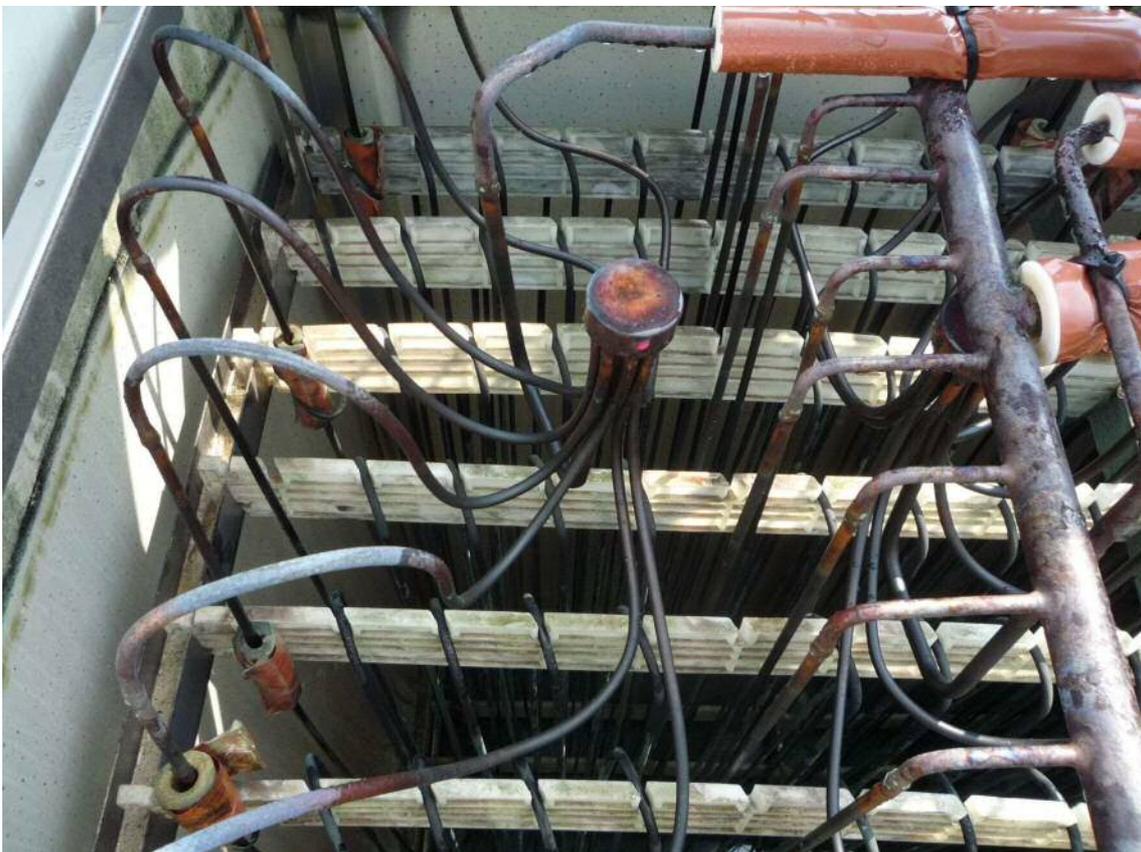
中には水と冷媒の入った伝熱管が張り巡らされており、夜間電力を使って夏は冷水、冬は温水を作り昼間の冷暖房に使用している。



蓄熱槽（蓄熱槽の上部 蓋を開けた状態）



伝熱管

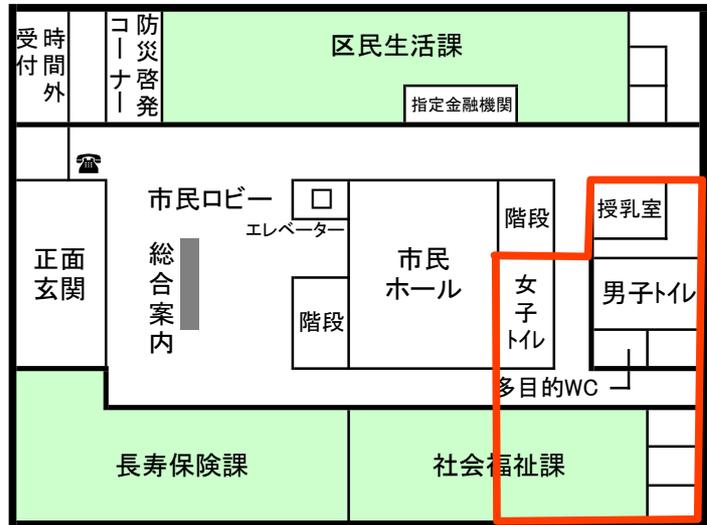




浜松市西区役所

1階

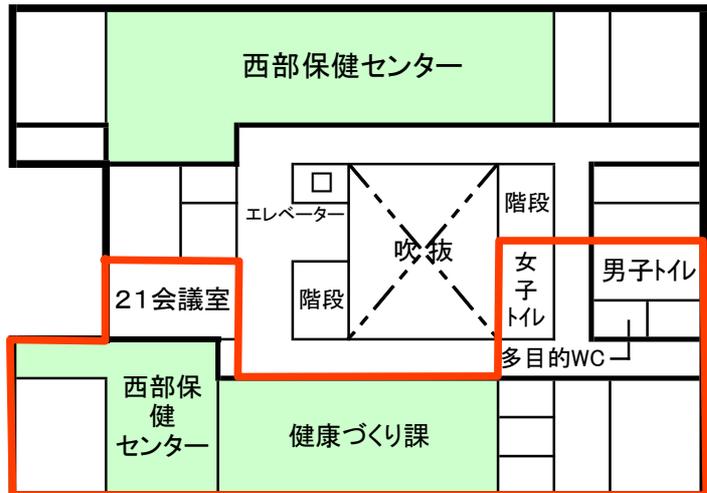
総合案内
 区民生活課
 長寿保険課
 社会福祉課
 市民ホール
 市民ロビー
 公衆電話
 自動販売機
 授乳室
 相談室(11~15)



AOC-12

2階

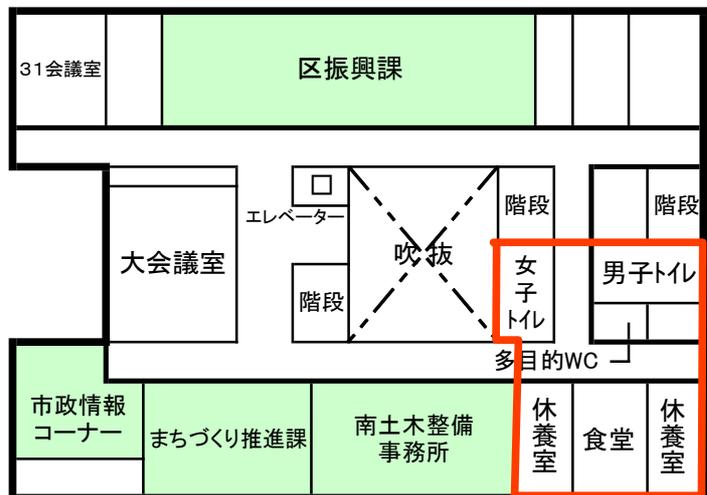
健康づくり課
 西部保健センター
 21会議室
 相談室(21~23)



AOC-6, 7

3階

区振興課
 まちづくり推進課
 南土木整備事務所
 市政情報コーナー
 大会議室
 31会議室



AOC-4
 応急処置にて
 運転中